

肥料コスト低減体系緊急転換事業のご案内（申込締切 令和4年2月3日）

取組01

土壌診断の実施

例えば…

- 土壌診断の費用
- 簡易土壌診断の試薬やキットの購入費

など

※技術導入を行う全ての取組圃場で土壌診断が必要です。
※土壌診断結果に基づいて施肥設計の見直しを行うことが要件となります。



全額補助

取組02

肥料や施肥方法の変更

例えば…

- 堆肥の運搬費(100kg以上/10a施用する場合のみ)、散布代行料、成分分析費など

※肥料代は補助対象外です

※肥料をL型(低PK)肥料など低成分のものや国内の地域資源を活用した肥料に切り替えただけでも、申請要件を満たすことができます。その場合は土壌診断の経費が支援対象となります。

費用の1/2補助

対象外の費用・取組等（一部抜粋）

- ※肥料費（緑肥種子代を含む）
- ※前作と全く同じ条件で、同じ技術の導入（作目・品種等、堆肥の種類、緑肥の種類等を変更する必要があります）。
- ※取組面積を増加するだけや技術導入する圃場を変更するだけのもの。
- ※他の事業と重複する経費。

注意点等（一部抜粋）

- ※公募要領に定める審査基準に基づき、採択された場合のみ補助対象となります。
- ※補助対象となる農機等（局所施肥、可変施肥など）の借上費は、レンタルまたはリース費用の必要な期間分のみ補助対象となります。
- ※農業者個人が単独で申請することはできません。

J A 津安芸 営農対策部 営農振興課
(TEL : 059-229-3502)

詳細はこちら



https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_hiryoyo/211208.html